

消費者支援機構発2024-037号
2024年3月19日

消費者契約法第41条1項に基づく
事前差止請求書（第2次）

大阪府大阪市中央区難波2-3-7
南海難波御堂筋ウエスト8
司法書士法人杉山事務所
代表社員 杉山一穂 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡 理事長 平田広志
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前一丁目18番16号
博多駅前一丁目ビル302号
TEL 092-292-9301
FAX 092-292-9302

（本件に関するお問い合わせ先）

担当者 弁護士 黒木和彰
TEL 092-752-7878
FAX 092-725-5353

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組む団体及び個人によって2009年9月に設立され、2010年には福岡県知事より特定非営利活動法人（NPO法人）としての認証を受けた団体であり、2012年11月13日には、内閣総理大臣により消費者契約法第13条に基づく認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、貴法人に対し、2024年2月21日付書面をもって福岡市営地下鉄の広告表示などにつき、消費者契約法41条1項に基づく事前差止請求書（以下「41条書面（第1次）」という。）をお送りし、貴法人からは、同月28日付書面によって、41条書面（第1次）の内容について検討中であり、広告の一部には既に掲載を取りやめているものもあるとのご連絡をいただきました。また、貴法人からの同年3月14日付書面においては、今後は広告全般を見直し、適宜修正される旨が述べられていますが、具体的な改善方法及び従来からの広告表示に不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）5条1号の優良誤認表示に該当するものが含まれることの周知方法については何ら示されていませんでした。

そこで、当機構としては、41条書面（第1次）に記載した表示について景品表示法30条1項に基づく裁判手続を執ることが必要であるとの判断に至り

、2024年3月19日、福岡地方裁判所に差止請求訴訟を提起いたしました。

そして、同年3月には、貴法人により、福岡市博多区内のオフィスビルなどの郵便ポストに新たなチラシ広告「お手持ちのカードをご確認ください」（以下「チラシ広告③」という。）が投函（ポスティング）されていることが判明しましたが、チラシ広告③は、その配布が41条書面（第1次）発出後であったことから事前差止請求の対象としておらず、上記差止請求訴訟においても差止めの対象となっておりません。

従って、当機構は、貴法人に対し、チラシ広告③について、本書面をもって消費者契約法41条1項に基づく事前差止請求書を送付いたします。これにより、本事前差止請求書が貴法人に到達又は通常到達すべきであったときから1週間を経過した後において、当機構は、貴法人に対し、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴訟を提起することが可能となります。

つきましては、本事前差止請求書に対し、本書到達後1週間以内に書面をもって貴法人のご対応につき当機構宛にご連絡下さい。なお、ご回答の有無及びご回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

当機構は、貴法人に対し、下記対象となる表示記載の表示を行い、又は第三者をして行わせることの停止を求めるとともに、一般消費者に対し、下記表示記載の表示が下記記載の適用法条に従って、景品表示法5条1号の優良誤認表示であることを周知させることを求めます（【別紙1】参照）。なお、各表示記載の表示については、別紙として別途書留郵便にて送付いたします。

（対象となる表示）

<表示媒体>

- （1）戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函（ポスティング）されたチラシ広告「お手持ちのカードをご確認ください」（チラシ広告③）（【別紙2】）

<表示内容>

- （1）チラシ広告③について
 - A 「消費者金融が恐れる司法書士No.1」
 - B 「日本を代表する経済ビジネス誌である“週刊ダイヤモンド”にて、『消費者金融が恐れる司法書士』No.1に選ばれました。」

<適用法条>

- （1）チラシ広告③について
 - ・優良誤認（景品表示法5条1号）

第2 紛争の要点

1 景品表示法の適用

上記対象となる表示において掲げた各表示は、いずれも貴法人が消費者金融又はクレジットカード・キャッシングサービス等の利用者につきその

利息にかかる過払い金の有無の確認及びその返還請求手続きにかかる貴法人への委任の誘引を目的とするものであり、景品表示法2条4項の定める「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示」として景品表示法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号〔定義告示〕）が指定するものに該当し、景品表示法の対象となります。

2 チラシ広告③A（【別紙1】）、チラシ広告③B（【別紙1】）

チラシ広告③A及びチラシ広告③Bにおいては、貴法人につき「消費者金融が恐れる司法書士No.1」とされていることが表示されています。

そして、その根拠としては、いずれも週刊ダイヤモンド2009年8月29日号に掲載された「弁護士大激変！」との記事（【別紙3】）が挙げられています。しかし、同記事は、約15年前に書かれたもので示されているデータが古く現状を反映していないのみならず、「某大手消費者金融会社の過払い金返還額」を示したものであって、弁護士・司法書士を過払い金返還額によって順位付けたものではなく、事実と相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」であるとの誤認を与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると言わざるを得ません。

よって、当機構は、貴法人に対し、チラシ広告③A及びチラシ広告③Bの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

福岡地方裁判所

以上

【別紙1】 「差止の対象となる表示媒体及び表示

【別紙2】 チラシ広告③

【別紙3】 「弁護士大激変！」（週刊ダイヤモンド2009年8月29日号）

差止の対象となる表示媒体及び表示

	甲欄		乙欄		丙欄	
	表示媒体		表示		適用法条	
1	戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函（ポストイング）されたチラシ広告「過払いゴールドのお知らせ」（チラシ広告③）【別紙1】		A	「消費者金融が恐れる司法書士No.1」	優良誤認（景品表示法5条1号）	
			B	「日本を代表する経済ビジネス誌である『週刊ダイヤモンド』にて、『消費者金融が恐れる司法書士』No.1に選ばれました。」	優良誤認（景品表示法5条1号）	

お手持ちのカードをご確認ください

現在34歳以上の方で消費者金融や無人ATM等でキャッシングカードローンを一度でも利用しお借入れ頂いた方々を探しています

期限が迫っています 急いで返金確認を!

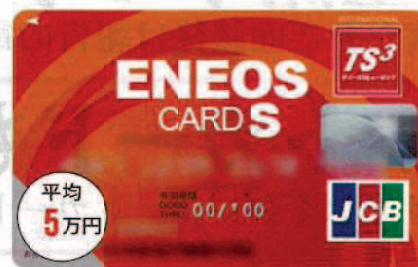
「戻ってくるお金があるか確認したい」とお伝えください
掲載していないカードも多くの返金があります。カードをお持ちの方は無料で確認を。



イオンクレジット



ビューカード



トヨタファイナンス



ワイジェイ



アイフル



アコム



アプラス



アプラスパーソナル



アメリカンエキスプレス



出光クレジット



NTTファイナンス



SBIイコールクレジット



EMカード



オリコ



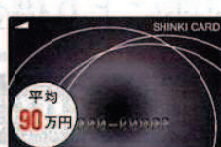
CFJ



JCB



ジャックス



シンキ



しんきんカード



プロミス



セディナ



セブンカード



ゼロファースト



ニコス



ニッセンクレジット



日専連エスコート



セゾンファンデックス



レイク



ペルーナ



ポケットカード



三井住友カード



UC



UCS



ライフカード



りそなカード



ゆめカード



フジ・カードサービス



ほくせん



イズミヤカード



JFRカード



九州日本信販



エヌケーシー



天満屋ストア



日専連ライフサービス

調査後 返金がない場合でも交渉で毎月の借金返済が減る見込みがあります 借金返済で苦しい方もご連絡ください

返金の質問窓口

050-1781-2877

詳細は裏面で▶

固定電話専用ダイヤル 0120-63-2877

なぜ？カード・ローン会社から現金が戻ってくるのか？

クレジットカードのキャッシング(消費者金融での借り入れ)やカードローンなどの返済時に
払いすぎた利息を「過払い金」といい、簡単な手続きで返金されます。

払いすぎているかどうかは、消費者金融から教えてくれないので、こちらから確認する必要があります。
対象となるのは、過去に**お金の借り入れ**経験がある方、**カードで支払い**をしたことがある全ての方です。
あなたにいくら現金が戻ってくるのか。まずは無料相談ダイヤルにお電話ください。

実際に戻ってきた
お金



多くの人々が誤解しやすい5つのポイント

01

「カード」「明細」「契約書」一切必要なし！

当時のカードや明細がなくても手続きできます

02

過払い金請求の手続きは超カンタン！

匿名で無料相談でき ご面談後は報告の電話を待つだけ

03

クレジットカードも対象！

消費者金融だけでなくクレジットカードにも過払い金があります

04

他のカードへの影響なし！

ブラックリストに載ることもありません ※ご完済していれば

05

返金がない場合でも毎月の借金返済額が減る

司法書士の交渉により借金返済がラクになる可能性があります ※詳しくはお電話ください

実例 杉山事務所に寄せられたお客様からのお手紙

杉山事務所の皆様へ

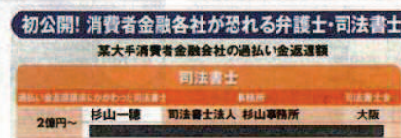
とイモ親切に対応してくださり感謝しております。借金返済後にお金が戻ってくること(過払い金)を知り、随分前に使用したカードで期限切れかとも思いましたが「過払い金がないか」の確認だけでも無料診断に電話を。面倒だと思いきや質問に答えて面談するだけで、すぐに終わりました。しかも100万円を超える金額が、現金で戻るとは思わが驚いております。最初は不安な気持ちもありましたが、勇気を出して相談して良かったです。今では生活に余裕を持つようになりました。仕事を楽しくなりました。

なぜ？ 杉山事務所は選ばれているのか

消費者金融が
恐れる司法書士

No.1

日本を代表する経済ビジネス誌である
“週刊ダイヤモンド”にて、
「消費者金融が恐れる司法書士」
No.1に選ばれました。



全国対応・年中無休・相談料無料

返金の質問窓口

司法書士法人 **杉山事務所**

050-1781-2877

受付 9:00~19:00 固定電話専用ダイヤル 0120-63-2877

大阪府大阪市中央区難波 2-3-7 南海難波御堂筋ウエスト 8F
代表社員 杉山一穂 (大阪司法書士会 第3897号・簡裁訴訟代理等関係業務認定会員 第512093号)

※司法書士が扱える案件は1社につき140万円以下に限る※正式な手続きの際には司法書士との面談が必要

弁護士

大激変

2万5041人の意外な実態

一九五〇年に六〇〇〇人足らずだった弁護士人口は昨年二万五〇〇〇人を突破し、少子高齢化にもかかわらず二〇二九年には約七万五〇〇〇人に増える見通しである。弁護士の劇的な増加、活動領域の広がり、そして意外な格差拡大。知っているようで知らない弁護士業界の内情を徹底調査し、激変する法曹ビジネスの実態を浮き彫りにした。

本誌・片田江康男、小出康成、千野信浩、津本朋子、藤井一



弁護士バッジ

ひまわりと天秤の意匠。太陽に向かって咲くひまわりは「正義と自由」、天秤は「公正と平等」の象徴。最初は金色だが、一人前になった時分にはメッキが落ちて、写真のような色になる。

Photo by Yoshiaki Toda

特集

Special
Feature



Illustration by Mitsuki Takenaka

過払い金返還請求の宴

Part 1

消費者金融などのいわゆるグレーゾーン金利分を返還させる「過払い金返還請求」。いまや一大ビジネスに成長した過払い問題を通過して、これからの弁護士のあり方を問う。

「これ以上、お貸しすることはできませんので、債務整理をなさったらいかがでしょうか」

今年二月、神奈川県に住む伊東房江さん(仮名・二七歳)は、「消費者金融やカードローンの債務を一本化しませんか」という広告に引かれて金融業者に電話し、借りの換えの相談をした。

ところがこの金融業者は、カネを貸すことを渋っただけでなく、あべこべに伊東さんに債務整理を熱心に勧め、「信頼できる弁護士さんをご紹介します」とまで言ってきた。

とりあえず、紹介された弁護士事務所に電話をしたところ、電話口に出た弁護士は、用件も切り出さないうちから「紹介した金融業者は)ウチとはいいっさい関係あ

りませんから」と念を押すように繰り返した。「なにかがおかしい」と不安になった伊東さんは、弁護士会の債務相談窓口へ足を運ぶ。「その金融業者は、紹介屋、かもしれませぬ」と聞かされた。

金

金融業者が多重債務者を弁護士に紹介し、弁護士は債務整理で得られた報酬の一部を金融業者にキックバックする。弱者の味方である信じていた弁護士が多重債務者を食い物にする金融業者と結託しているというのだ。伊東さんは言葉を失った。

二〇〇億円を取り戻す スゴ腕弁護士も現れる

二〇〇六年一月、最高裁判所は事実上、「グレーゾーン金利」を認めないとする判決を出した。出資法による上限金利は二九・二%(当時)。これを超えれば完全に違法だが、利息制限法の上限金利(一五・二〇%)を超えたぶん

についてはグレーゾーンとして曖昧にされてきた。

ところが、最高裁判決が出たことで、グレーゾーン金利分を取り戻す過払い金返還請求が消費者金融会社・クレジットカード会社などに殺到した。

過払い金返還請求に関しては、通常は債務者が弁護士や司法書士を通じて消費者金融会社などに過去の取引履歴を照会。グレーゾーン金利分を計算して、過払い分を請求する。

かつては消費者金融側がすんなり履歴照会や返還に応じないケースも多かったが、最高裁判決が出たことで、今では裁判をせずとも、和解であったり交渉が成立するケースが多い。

3500億円の巨大市場

消費者金融大手4社の過払い金返還額の推移



かるビジネスはない。面倒な手続きや交渉はほとんど必要ないうえに、ほぼ確実におカネが戻ってくるのだから、成功報酬を取りつづぐる心配もない。

左のグラフを見ればわかるよう

初公開! 消費者金融各社が恐れる弁護士・司法書士

某大手消費者金融会社の過払い金返還額

弁護士			
過払い金返還請求にかかわった弁護士	事務所	弁護士会	
20億円~	西田研志	法律事務所ホームロイヤーズ	東京
10億円~	石丸幸人	アディーレ法律事務所	東京
5億円~	大谷真帆子	弁護士法人リーガルセンター	京都
2億円~	金住則行	グリーン法律事務所	東京
	大谷哲生	弁護士法人リーガルセンター	京都
	松崎龍一	弁護士法人ベル法律事務所	東京
	伊東孝之	伊東法律事務所	東京
	園田小次郎	園田法律事務所	東京
1億円~	戸田 泉	弁護士法人ITJ法律事務所	東京
	金崎浩之	アヴァンセ東京法律事務所	東京
	林 さやか	アクティブイノベーション仙台	宮城
	水戸守 巖	ひかり法律事務所	東京
	小林一俊	ミネルヴァ法律特許事務所	東京
	菅谷公彦	アクティブイノベーション	東京
	澤田有紀	みお総合法律事務所	大阪
	池田竜郎	虎ノ門ステーション法律事務所	東京
	西尾 剛	西尾剛法律事務所	大阪
	中原俊明	弁護士法人ホームワン	東京
岡林俊夫	岡林法律事務所	東京	

*東京は東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

司法書士			
過払い金返還請求にかかわった司法書士	事務所	司法書士会	
2億円~	杉山一穂	司法書士法人 杉山事務所	大阪
	濱田憲治	司法書士法人Officelはまだ	福岡
1億5000万円~	鳴海彦光	みどり法務司法書士事務所	東京
	中石 求	中石求司法書士事務所	沖縄
	奥出欣二	司法書士法人朝日ホームロイヤール	東京
1億円~	赤嶺昌彦	アヴァンス・リーガルサービス	大阪
	赤塚 陵	新橋法務司法書士事務所	東京
	細越善斉	クローバー司法書士事務所	東京
	加藤直哉	加藤司法書士事務所	大阪
	堀内 護	十三司法書士法人	大阪
	賀川照和	賀川司法書士事務所	鹿児島
	一柳茂樹	あさば法務司法書士事務所	東京
	瀬戸夏輝	京橋司法書士事務所	大阪
	久保正道	あさひ司法書士事務所	大阪
	渡邊 豊	あゆみ法務司法書士事務所	東京
	宮里徳男	宮里司法書士事務所	沖縄
	守田貴雄	司法書士守田貴雄事務所	新潟
	吉川祐平	司法書士法人さいわい総合事務所	神奈川
幡野博文	司法書士法人 ひかり法務事務所	東京	

に、消費者金融大手四社（アコム・武富士・プロミス・アイフル）の過払い金返還額は約三五〇〇億円に達している。弁護士の報酬金は返還額のおよそ三割。とすれば、この四社だけで一〇〇〇億円強のカネが弁護士・司法書士に転がり込んだ計算になる。

寡が始まった。多くの弁護士が目の色を変えて過払いブームに群がった。

かつては「テレビをつければ消費者金融のCMばかり流れる」と

いう批判が巻き起こったが、皮肉なことに今では弁護士や司法書士がアイドルやキャラクターを使つたCMで派手なアピール合戦を繰り広げている。億単位の広告宣伝費を投じる弁護士・司法書士事務所も珍しくない（左ページの一覧表参照）。

弁護士業界では、「あのセンチは、過払い御殿」を建てた、このセンチはベンツを買った」という類いのうわさが乱れ飛んだ。

左表は、某大手消費者金融会社

に対する過払い金返還請求でらつ腕を振るつた弁護士、司法書士の一覧である。この金額は大手一社だけのもので、たとえば表中で断トツの法律事務所ホームロイヤール所長、西田研志弁護士は「前期だけで計二〇〇億円の過払い金を取り戻した」と豪語する（四二ページのインタビュー参照）。

貸 金業法改正でグレーゾーン金利が廃止されたため、過払い金返還は期限付きビジネス。「すでにピークは過ぎた」との認

識が弁護士業界では一般的だが、最後の需要掘り起こしに躍起だ。

「広告解禁」で始まった悪徳弁護士の跳梁跋扈

過払い金返還請求の手続き自体は簡単だ。効率よくさばいて儲けようと思えば、事務作業や交渉のほとんどをバラリーガル（弁護士業務のアシスタント）にやらせたほうが良い。なかには、整理屋に事務作業をやらせて、月一〇〇万円（二〇〇万円の名義貸し料を受け取っている弁護士もいる。もちろん、違法行為である）。

昨年一二月には、死亡したある弁護士をめぐって、依頼者約六〇人が原告となる訴訟が東京地方裁判所で起こされた。

弁護士が死亡した後、なんと一緒に仕事をしていた整理屋が、顧客からの預かり金などを持ち逃げしたのだ。さらに、この弁護士は過払い金の返還を受けていたにもかかわらず、依頼者に「債務帳消しで終わった」とだ

過払い金返還「広告バブル」

主な弁護士・司法書士事務所の広告出稿金額

弁護士事務所	
法律事務所ホームロイヤーズ	14億9360万円
ひかり法律事務所	3億8950万円
ミネルヴァ法律特許事務所	2億2120万円
さくら中央法律事務所	1億4970万円
アディーレ法律事務所	1億4330万円
弁護士法人浜田卓二郎事務所	1億2600万円
中田国際法律事務所	1億1620万円
北の丸総合法律事務所	1億1570万円
新宿新生法律事務所	1億0230万円
紀尾井町東法律事務所	5340万円
向陽法律事務所	3160万円
弁護士法人ベル法律事務所	2670万円
ユニオン法律特許事務所	2330万円
トラスト総合法律事務所	1140万円

司法書士事務所	
みどり法務司法書士事務所	7億7290万円
司法書士法人 ひかり法務事務所	2億9210万円
新橋法務司法書士事務所	2億0610万円
あきば法務司法書士事務所	2億円
あゆみ法務司法書士事務所	1億9520万円
司法書士法人のぞみ	1億3850万円
司法書士法人赤羽法務事務所	1億2550万円
福岡司法書士事務所	6170万円
原内直哉司法書士事務所	4910万円
西日暮里法務司法書士事務所	4870万円

*主な弁護士・司法書士事務所について2007年7月から09年5月までのテレビ・ラジオ・新聞・雑誌・電車等交通広告への出稿金額を調べた

け報告していたことも判明。三七六万円もの過払い金を全額ピンハネされた依頼者もいた。

現在、弁護士の自宅を処分するなどの和解案が検討されているが、被害額のほとんどは戻ってきそうにもない。

こうした悪徳弁護士が増えた最大の理由は、二〇〇〇年に弁護士による広告出稿が解禁されたことだろう。

「宇都宮健児先生へ
どうもこんにちわ。ぼくはあなたの大嫌いな「整理屋」の一味です。これまでのお礼を言おうと思っ手紙を出しました」――。

広告解禁が決まった直後、多重債務者救済で知られる宇都宮健児弁護士の元に、整理屋を名乗る男

から一枚のファックスが送られてきた。

「債務整理しないあなたはバカ」なんてやれば、月何百人も依頼者が集まりますよ！バリバリ稼ぎます。これで毎日銀座に飲みに行けます。」

ぞつとするような内容だが、要は紹介屋を使わずとも、合法的に多重債務者を集めることができるようになるという意味である。顧客と接触する紹介屋を省くことができれば、足が付きにくい。

冒頭で紹介したように、その後も紹介屋の暗躍はなくなりはしないのだが、広告は弁護士の強力な集客ツールとなった。

広告解禁だけではない。弁護士の報酬規定改定も状況を悪化させ

た。かつて、弁護士会では報酬規定が存在し、規定以上の報酬を取れば、懲戒処分の対象となった。しかし、独占禁止法違反なのではないかとの圧力を受け、〇四年に報酬規定は廃止された。

これにより、報酬の自由化が進み、価格が下がると期待されたが、債務整理の現場では、これを逆手に取った行為が横行している。依頼者をうまく丸め込んで、法外な報酬を取る弁護士がいるのだ。たいていの依頼者は法律知識など持っておらず、金額と専門用語が並んだ書類を見せられても意味はわからない。

裁判所の管轄問題もある。現状では過払い金返還請求の依頼者の居住地を管轄する裁判所に申し立てる必要がない。

そのため、東京の弁護士事務所がテレビCMなどで北海道や沖縄の多重債務者を集めて東京の裁判所で申し立てることができている。裁判所でもこの点は問題視しており、来年にも居住地以外での申し立ては受け付けないよう管轄を厳し

弁護士の本質を問う 価値観の対立が激化

日本弁護士連合会は今年七月、過払い金返還をめぐるクレームが多発せられていることを受けて、「債務整理事件処理に関する指針」と題した文書を発表した。

内容を見ると「依頼者と直接面談すること」「過払い漁りはダメ」といった指導が並んでいる。今後は職務規定（違反すれば懲戒となる）への明文化も含めて検討していくことになるという。

こんな当たり前に思える指導の規定化を検討せざるをえないほど、モラルの低い弁護士がたくさんいるということだ。

東京都在住の大谷智恵子さん（仮名・二七歳）も三年前、「借金解決」をうたうチラシを見て、紹介屋から某弁護士事務所に行き着いた一人である。

複

数のローン会社のうち、過払い金が発生したのは二社。残りは任意整理で月々六万円を弁護士事務所に支払っていた。だが、大谷さんの給料は手取り一五万円。そこから家賃や生活費を支払ったうえに、六万円も返済をするという計画には、そもそも無理がある。弁護士からはなんの連絡もない。

不安になった大谷さんが電話をし
てみると「しつこい」「こんなに細
かく聞く人なんていない」と怒鳴
られた。返済が滞ると「辞任す
る」と電話がかかってくる。

これではまるで、借金の取り立
て先がローン会社から弁護士事務
所に変わっただけではないか。そ
ればかりか、別の弁護士に依頼し
直して明らかにしたのは、任意
整理の返済先との和解交渉を二年
以上も放ったらかしにしていたと
いう事実だ。

過

払い金返還請求の宴は、悪
徳弁護士の跳梁跋扈のみな
らず、弁護士業界内にある価値観
の対立をも浮き彫りにした。

「弁護士は社会正義実現のために
働くべきであって儲けることを考
えるべきではない」という伝統的
な価値観に対して、「弁護士も商売
なのだから儲けることは決して悪
いことではない」という価値観が
台頭している。

そして、この価値観対立は弁護
士業界のなかではますます激しく
なるだろう。司法制度改革で法科
大学院が設置され、社会人経験者
や法学部以外の学部出身者が続々
と法曹を目指し、現在のペースが
続けば弁護士の数は二九年には七
万五〇〇〇人に達する（現在は二
万五〇〇〇人）。

大企業のM&A、海外進出、資
金調達ニーズに伴って、一〇年前
には考えられなかった数百人規模
の大手法律事務所が次々に誕生。
初任給一〇〇〇万〜一五〇〇万円
というエリート新人弁護士が肩で
風を切る一方で、就職先さえ見つ
からぬ年収二〇〇万円台の弁護士
も少なくない。

これでは、従来の年間五〇〇人
前後という超難関の司法試験をく
ぐり抜け、弁護士の誰もが食うに
困らなかつた時代の価値観は共有
できない。

話を過払い問題に戻そう。最高
裁判決（それが妥当なものかどう
かという議論は措く）によって、
過払い金返還請求は現実問題とし
て弁護士業界にとってビッグビジ
ネスとなった。

これを「ビジネスチャンス」と
して前向きに評価するのか、社会
正義を実現する弁護士の理念を墮
落させる違法行為・悪質行為の温
床として切り捨てるのか。あるいは、
両者の価値観をアウフヘーベ
ン（止揚）する新たな価値観が生
まれてくるのか。

司法制度改革によって弁護士数
が急増する大激変。その渦中に降
つてわいたような過払い金返還請
求の宴で問われているのは、その
一点である。

「悪徳弁護士対策」は焦眉の急 宇都宮健児 ● 弁護士 問われる弁護士会の自浄作用

「整理屋」との提携といった違法行
為のみならず、依頼を長期間放つて
おいたり、きちんと面談を行なわな
いなど、モラルに大きく反する弁護
士が残念ながら多数存在している。

私は二〇〇〇年の広告解禁まで、
「紹介屋」と提携していた弁護士の
しつぽをつかみ、二五人に懲戒請求
をかけた。しかし、今は紹介屋ビジ
ネスは下火。広告で依頼者を集め、
バックで整理屋と提携しているケー
スでは証拠をつかみにくく、なか
な懲戒請求に進めない。

日弁連では今年七月に債務整理に
関する指針を出した。債務整理をめ
ぐるクレームがあまりにも多く寄せ
られているからだ。しかし、これは
あくまでも強制力を持たないガイド
ライン。不十分であれば、より本
的な対策も講じなければならぬ。
弁護士には監督官庁がなく、「弁護

士自治」を確立している。これは戦
前、反戦運動家の弁護を引き受けた
弁護士の資格剥奪権を国家が持つて
いたことへの反省から生まれた仕組
みだが、自治を維持するためには、
きちんと自浄作用を示さなければな
らない。でなければ、国民から不信
の目で見られてしまう。

違法行為をしなければいいという
問題ではない。債務整理だけでなく、
生活再建のためのフォローアップを
きちんと行なわなければ、多重債務
者は立ち直れない。必要なら生活保
護の申請をバックアップするなど、
きめ細かな対応をする必要がある。

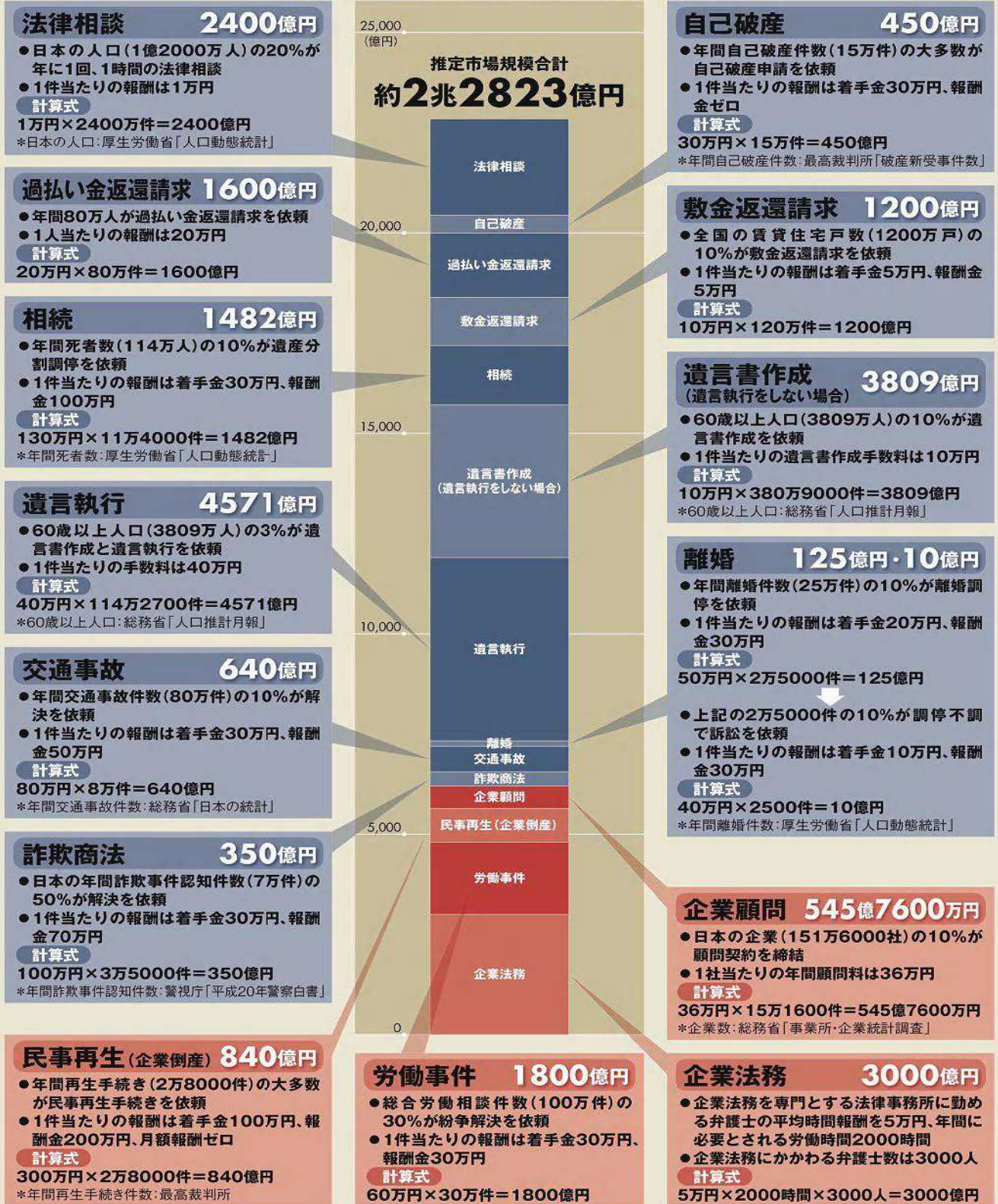
そんな手間ひまをかければ儲から
ないという弁護士もいるが、そもそ
もボロ儲けをしようという発想が間
違っている。残念ながら私の知る限
り、大々的に過払い金返還をうたっ
ている弁護士事務所は多くは、きち
んとした対応をしてい
ないようだ。

1968年東京大学在学中に司法試
験合格。多重債務問題の草分け
的存在で、年越し派遣村の名誉
村長を務めるなど貧困問題にも
精力的に取り組んでいる。

各地の弁護士会でも
相談窓口を設けている。
広告やチラシを見て電
話をするのではなく、
ぜひとも弁護士のサ
ービスを利用してもら
いたい。（談）

潜在市場は2兆3000億円！

主要案件（刑事は除く）別の法務サービス推計値



法律相談 2400億円
 ●日本の人口(1億2000万人)の20%が年に1回、1時間の法律相談
 ●1件当たりの報酬は1万円
計算式
 1万円×2400万件=2400億円
 *日本の人口:厚生労働省「人口動態統計」

過払い金返還請求 1600億円
 ●年間80万人が過払い金返還請求を依頼
 ●1人当たりの報酬は20万円
計算式
 20万円×80万件=1600億円

相続 1482億円
 ●年間死者数(114万人)の10%が遺産分割調停を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金30万円、報酬金100万円
計算式
 130万円×11万4000件=1482億円
 *年間死者数:厚生労働省「人口動態統計」

遺言執行 4571億円
 ●60歳以上人口(3809万人)の3%が遺言書作成と遺言執行を依頼
 ●1件当たりの手数料は40万円
計算式
 40万円×114万2700件=4571億円
 *60歳以上人口:総務省「人口推計月報」

交通事故 640億円
 ●年間交通事故件数(80万件)の10%が解決を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金30万円、報酬金50万円
計算式
 80万円×8万件=640億円
 *年間交通事故件数:総務省「日本の統計」

詐欺商法 350億円
 ●日本の年間詐欺事件認知件数(7万件)の50%が解決を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金30万円、報酬金70万円
計算式
 100万円×3万5000件=350億円
 *年間詐欺事件認知件数:警視庁「平成20年警察白書」

民事再生(企業倒産) 840億円
 ●年間再生手続き(2万8000件)の大多数が民事再生手続きを依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金100万円、報酬金200万円、月額報酬ゼロ
計算式
 300万円×2万8000件=840億円
 *年間再生手続き件数:最高裁判所

労働事件 1800億円
 ●総合労働相談件数(100万件)の30%が紛争解決を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金30万円、報酬金30万円
計算式
 60万円×30万件=1800億円

自己破産 450億円
 ●年間自己破産件数(15万件)の大多数が自己破産申請を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金30万円、報酬金ゼロ
計算式
 30万円×15万件=450億円
 *年間自己破産件数:最高裁判所「破産新受事件数」

敷金返還請求 1200億円
 ●全国の賃貸住宅戸数(1200万戸)の10%が敷金返還請求を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金5万円、報酬金5万円
計算式
 10万円×120万件=1200億円

遺言書作成 3809億円
 (遺言執行をしない場合)
 ●60歳以上人口(3809万人)の10%が遺言書作成を依頼
 ●1件当たりの遺言書作成手数料は10万円
計算式
 10万円×380万9000件=3809億円
 *60歳以上人口:総務省「人口推計月報」

離婚 125億円・10億円
 ●年間離婚件数(25万件)の10%が離婚調停を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金20万円、報酬金30万円
計算式
 50万円×2万5000件=125億円
 ●上記の2万5000件の10%が調停不調で訴訟を依頼
 ●1件当たりの報酬は着手金10万円、報酬金30万円
計算式
 40万円×2500件=10億円
 *年間離婚件数:厚生労働省「人口動態統計」

企業顧問 545億7600万円
 ●日本の企業(151万6000社)の10%が顧問契約を締結
 ●1社当たりの年間顧問料は36万円
計算式
 36万円×15万1600件=545億7600万円
 *企業数:総務省「事業所・企業統計調査」

企業法務 3000億円
 ●企業法務を専門とする法律事務所に勤める弁護士の平均時間報酬を5万円、年間に必要とされる労働時間2000時間
 ●企業法務にかかわる弁護士数は3000人
計算式
 5万円×2000時間×3000人=3000億円

●は各案件の仮定 *1件当たりの弁護士報酬については、日本弁護士連合会「アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安」を参考にした